

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農地整備課

法令名	地すべり等防止法			法令番号	昭和33年法律第30号			
手続名	行為の制限			根拠条項	第18条第1項			
審査基準	<p>1. 地すべり等防止法第18条第1項及び第2項、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）第5条による。</p> <p>2. 「地すべり等防止法の施行について」（昭和33年5月27日33林野第6086号、建発河第90号、農林事務次官及び建設事務次官通達）の記の第8による。</p>							
	受付機関	農地整備課 （農林事務所）	処理機関	農地整備課	交付機関	農地整備課 （農林事務所）	標準処理期間 30日	目次 No.
						標準経由期間 10日		